

市営住宅入居者 《随時募集》

団地名	募集戸数	建築年度	所在地	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
新築 桜木団地(7-17号)	1戸	H31	木造桜木8-2	木造平屋 5連戸3LDK	○	○	○	○	○	下水道	28,100 ~55,100
桜木団地(10-1号)	1戸	H27	木造桜木8-2	木造平屋 5連戸3LDK	○	○	○	○	○	下水道	27,100 ~53,200
若宮団地(5-4号)	1戸	S53	木造若宮43-1	簡易耐火2階建 4連戸3DK	○	×	×	×	○	下水道	12,000 ~23,500
森内団地(4-5号)	1戸	S54	木造森内2-2	簡易耐火2階建 6連戸3DK	○	×	×	×	○	下水道	12,200 ~24,000
浦船団地(1-3号)	1戸	S56	木造浦船135-3	簡易耐火2階建 6連戸3DK	○	設備新設しました			○	汲取り	16,000 ~31,400
第2月見野丘団地(31号)	1戸	H9	森田町森田 駒ヶ淵30-16	木造平屋 2連戸2LDK	○	○	設備新設		×	浄化槽	20,400 ~40,100
第2月見野丘団地(39号)	1戸	H8	森田町森田 駒ヶ淵30-16	木造平屋 2連戸2LDK	○	○	設備新設		×	浄化槽	20,400 ~40,100
森田第2若緑団地(25号)	1戸	H19	森田町上相野 若緑50	木造平屋 2連戸2LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	22,900 ~45,100
森田第2若緑団地(22号)	1戸	H18	森田町上相野 若緑50	木造平屋 2連戸3LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	25,300 ~49,700
母衣掛団地(1号)	1戸	S55	稲垣町繁田 母衣掛34-8	木造平屋 2連戸3DK	○	○	△	×	○	下水道	10,400 ~20,500
沼崎団地(8号)	1戸	S58	稲垣町沼崎 幾代崎26-4	木造2階建 6連戸3DK	○	○	△	×	○	下水道	15,000 ~29,500
中塚2号団地(12号)	1戸	S54	車力町屏風山 1-115	木造平屋 3連戸3K	○	×	×	×	×	下水道	8,000 ~15,800

申し込み方法

募集期間	土日祝日を除き随時募集しています。受付時間8時30分~17時15分 ※申し込む日によって空室の状況が変わりますので必ず事前にご確認ください。
申請資格	①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること。(満60歳以上の高齢者等は単身での申し込み可) ②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること(一般・単身世帯:月額158,000円以下 ※裁量世帯は月額214,000円以下) ③税の滞納がないこと ④住宅に困窮していることが明らかでないこと ⑤独立して生計を営んでいること(離婚を前提とした申込みはできません) ⑥暴力団でないこと(同居予定者を含む) ※裁量世帯とは 「子育て世帯」▶申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」▶申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」▶申請者または同居予定者が障害者(次の要件)の世帯・身体障害者手帳(1~4級)、精神障害者保健福祉手帳(1~2級)、愛護手帳(A・B)の交付を受けている方
必要な提出書類等	①入居希望申請書(用紙は市役所建築住宅課にあります) ②マイナンバーカードまたは通知カード(入居予定の世帯全員分) ③税の滞納がないことの証明書(同居予定者を含む) ④運転免許証等の本人確認書類(窓口に来られる方) ⑤申請者の認め印 ⑥借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し ⑦入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し 注) 転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によってはその他の書類が必要となります。窓口でご確認ください。
申し込み後	①提出書類に不備がなく、申請資格を満たしている方は入居承認されます。②入居者承認された方は、入居前に家賃3か月分の敷金と、連帯保証人2名(税滞納のない方で所得のある方)が必要となります。
その他	○市営住宅での「ペット飼育、一時預かり、餌付け」は一切禁止です。犬、猫、鳥などのペットの飼育は、糞尿の悪臭、鳴き声、咬傷の危険など、近隣とのトラブルの原因となります。

【申し込み・問い合わせ】 建築住宅課 電話42-2111 (内線383・386)

子どものインフルエンザ予防接種費用を助成します

中学生以下の子どものインフルエンザ予防接種費用を助成します。幼児や小児がインフルエンザに罹患すると、まれにインフルエンザ脳炎・脳症等が起きることがあります。インフルエンザワクチンを接種しておくことで、重症化予防が期待できます。

対象者 接種日現在、市に住民登録されている生後6カ月から中学生（相当年齢15歳まで）までの子ども
※対象者には、9月末までに「つがる市子どもインフルエンザ予防接種予診票」等を送付します。

実施期間 10月1日～令和2年1月31日（各医療施設で異なりますので、医療施設へ直接ご確認ください）
各医療施設でワクチンが無くなり次第、終了となります。

助成回数 ・生後6カ月（接種日当日）以上13歳未満 2回/助成
・13歳以上の中学生 1回/助成

※詳しくは、対象者に送付される予診票等をご確認ください。

【問い合わせ先】健康推進課
電話42-2111（内線303）

9月は「がん征圧月間」 がん検診を受けましょう



青森県の平均寿命は全国最下位であり、がんによる死亡率が高いことが大きく影響しています。中でも、働き盛りの若い方が亡くなっていることが問題となっています。

早期発見であれば、治療が終わると比較的元の生活に戻れますが、がんが進行してからの発見だと生存率が格段に低くなります。年に1回はがん検診をしっかりと受けましょう。

がん検診は、無料で受けることができます。

市が実施している主な検診

	対象年齢	検査内容
胃がん検診	40歳以上	胃部エックス線
肺がん検診	40歳以上	胸部レントゲン撮影
大腸がん検診	40歳以上	便の潜血反応検査
子宮頸がん検診	20歳以上	内診・子宮頸部細胞診
乳がん検診	40歳以上	マンモグラフィ
胃がん撲滅検診	20～39歳	ピロリ菌検査（検便）
	40～49歳	ピロリ菌検査（採血）

がんを防ぐための新12か条(がん研究振興財団)

1. たばこは吸わない
2. 他人のたばこの煙をできるだけ避ける
3. お酒はほどほどに
4. バランスのとれた食生活を
5. 塩辛い食品は控えめに
6. 野菜や果物は不足にならないように
7. 適度に運動
8. 適切な体重維持
9. ウイルスや細菌の感染予防と治療
10. 定期的ながん検診を
11. 身体の異常に気がいたら、すぐに受診を
12. 正しいがん情報でがんを知ることから

【申し込み・問い合わせ先】健康推進課 電話42-2111（内線307・308）

国民年金保険料は「追納」することができます



保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

これらの期間は、10年以内（例えば、平成31年4月分は令和11年4月末まで）であれば、後から保険料を納付すること（追納）ができます。ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納のお申し込みを希望される方、またはご相談については、お近くの年金事務所へお願いします。

※申し込み後に承認された場合は、通知書と納付書が送付されます。

※追納は古い月分から納めなければなりません。 ※納付書記載の期限までに必ず納めてください。

【年金についての問い合わせ先】

弘前年金事務所 電話0172-27-1339 つがる市市民課 電話42-2111（内線261・267）
稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

※年金の請求など給付にかかわる相談については、移動年金相談日をご利用ください。

移動年金相談日 日時 9月25日(水)、10月23日(水)、11月27日(水) 10時～15時
場所 市役所2階相談室 ※事前の予約が必要です。
弘前年金事務所 お客様相談室 電話0172-27-1339